

会 議 録

会議の名称	第5回（仮称）行田市障がい者差別解消条例検討委員会	
開催日時	令和4年11月7日（月） 開会：10時00分 ・ 閉会：11時55分	
開催場所	行田市総合福祉会館2階ボランティア団体活動支援室	
出席者（委員）氏名	児嶋委員、岡田委員、桐ヶ谷委員、木村委員、平岩委員、 関口委員、小巻委員、栗原委員、田中委員、田村委員	
欠席者（委員）氏名	佐々木委員、小山委員、鈴木委員、渡辺委員	
事務局	健康福祉部福祉課（松浦部長、藤倉課長、増田主幹、須賀主査）	
会議内容	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 （1）条例（素案）について （2）条例に係る今後のスケジュールについて（案） 4 その他 5 閉会	
会議資料	次第 資料1 第4回検討委員会以降の条例（素案）に対する委員ご意見 資料2 （仮称）行田市障がい者差別解消推進条例～共生社会づくり条例～ 素案 資料3 条例に係る今後のスケジュールについて（案）	
その他必要事項		
会議確定録	確定年月日	主宰者署名
	令和5年1月24日	児嶋若郎

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	<p>(開会)</p> <p>定刻になったので、第5回（仮称）行田市障がい者差別解消条例検討委員会を開会する。</p> <p>本日の検討委員会は、委員15名のうち、佐々木委員・小山委員・鈴木委員・渡辺委員が欠席とのご連絡をいただいている。</p> <p>また、桐ヶ谷委員は、所要の為、遅れての出席とのご連絡をいただいている。</p> <p>委員15名中11名の出席により委員の過半数を満たしていることを報告する。</p>
事務局	<p>(資料の確認)</p>
事務局	<p>当初、8月26日の開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、本日の開催となった。</p> <p>また、条例検討委員会の位置付けについて、前回の委員会でもご了承いただいたが、改めて確認させていただきたい。</p> <p>検討委員会は、条例（素案）について、十分な審議を行うために、様々なお立場の委員から、会議という開かれた場でご発言いただき、各委員間の相互のやりとりのもと、その内容や方針等について、委員会として承認いただく場である。</p> <p>委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただければと考えている。</p> <p>本日の慎重審議をよろしく願います。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>第5回検討委員会に御参集いただきありがとうございます。</p> <p>本日は、条例（素案）をとり条例（案）とする段階の審議と</p>
児嶋委員長	

	<p>なり、その後、市民意見募集（パブリックコメント）に進んでいく。</p> <p>具体的な審議をお願いし、各委員の確認のもと、パブリックコメントに進んで行くため、思っていることをそれぞれ出して頂きたい。</p>
	<p>議事</p>
事務局	<p>本日の議事に移らせていただく。議事の進行は、（仮称）行田市障がい者差別解消条例検討委員会設置要綱第6条に基づき、本検討委員会の委員長である、児嶋委員長にお願いする。</p>
児嶋委員長	<p>はじめに、本日の委員会の公開方法に関して、申し合わせをしておきたい。事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>本日の委員会は、原則公開とする。</p>
児嶋委員長	<p>原則公開ということだが、意見はあるか。</p>
委員	<p>（意見なし）</p>
児嶋委員長	<p>それでは、原則公開として取り扱うこととする。</p>
	<p>議事（1）条例（素案）について</p>
児嶋委員長	<p>次第3、議事（1）条例（素案）について、事務局より説明をお願いする。</p>
事務局	<p>（資料1～2に基づき説明）</p>

児嶋委員長	資料1と資料2に基づき、各委員からの意見をお願いします。
栗原委員	<p>質問は2つある。</p> <p>資料2の6ページ、第3条（基本理念）（3）について、「障がいのある児童には」と表記されているが、第17条（教育）では「児童及び生徒」と表記されている。整合性を図るため、統一すべきでないか。</p> <p>また、第17条第1項は、市が「施策を推進するもの」ということでヒトとモノということになるかと思うが、第2項は、「市は、交流の機会を促進するもの」とあり、実際は学校が進めていくものと考えられる。まず、個人的な意見ではあるが、この検討委員会の場に可能であれば教育委員会の職員も入れていただければと思う。第17条（教育）の部分については、教育委員会の確認はとっているのか。</p>
事務局	<p>資料1、資料2について、教育委員会の担当教諭に確認の上、作成している。</p> <p>また、第3条（3）についても、ご指摘を踏まえ、統一したい。</p>
栗原委員	念のためもう一度確認、第17条第1項を「推進」、第2項を「促進」とした意図を教えてください。
児嶋委員長	意図的に使用しているのであればその説明をお願いしたい。
事務局	第17条の第1項の「推進」は、主体である市が推し進めるもの、同条第2項の「促進」は、主体である市から、他者に促して理解していただくものとして、使い分けている。

栗原委員	<p>学校現場及び教育委員会の立場として大事なところである。これまで2校で肢体不自由の児童を受け入れてきたことがある。1校目は何とか自力で歩ける子、2校目は車イスの子で、教育委員会の理解により学校に階段昇降をつけてもらった。結局ヒトとモノ。学校の職員配置人数は県で決まっていて、階段昇降を利用する際は、やはり補助の教諭が必要だったが、定数には入っていなかったため教員が不足したことから、市に協力をお願いしていた。「推進」という言葉は強い言葉となるため、質問させていただいた。今後は、その様な場合に職員を配置してもらえるかどうかの意味で確認させていただいた。2は、実際に取組はしているけれども、改めて文言にすることが大事と考える。教育委員会と十分練った内容であれば結構である。</p>
児嶋委員長	<p>教育委員会の立場とすると「ヒト」と「モノ」をきちんとつけるという確認の意味でのご質問であったかと思う。</p>
関口委員	<p>資料2の6ページの第3条（基本理念）（8）について、「障がいのある女性が…」という表現がされている。資料1の複合差別に関するもので、女性という弱い立場を強調した形で明記したのかもしれないが、本条例は、性別に関係なく「障がい」における差別についての条例であることから、特に男性・女性と表記しない方がいいのではないか。また「複合的な原因により特に困難な状況に置かれる」という表現が2度も出てくるので読みにくい。</p> <p>私なりに考えてきた内容は、「障がいのある人が、障がい及び性別、年齢等による複合的な原因により、特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。」としてはどうか。基本理念の部分であるため、皆</p>

	<p>に同じような立場をとってもらおうということを明記することが大切と考える。</p>
児嶋委員長	<p>修正のご提案をいただいた。複合的な原因には、「障がい」と「性別」に限らず、例えば、「障がい」と「高齢」ということもある。</p>
事務局	<p>ご指摘を踏まえ、修正したい。</p>
木村委員	<p>私は反対である。資料2のままでいいと思う。理由は9月9日に出された障害者権利委員会の総括所見において、日本は「女性への差別についてもきちんと対処すべき」という勧告が出され、「女性」についての差別があるからだ。</p>
児嶋委員長	<p>「性別」とする関口委員のご意見と、「女性」という文言を残した方がいいという木村委員のご意見について、改めて委員の皆様にご意見をお願いしたい。</p>
児嶋委員長	<p>障害者権利条約の総括所見は、権利条約の項目ごとに出されている所見であり、「女性」についても、権利条約の該当項目への勧告である。「女性」という言葉が入ることで、女性差別への対処ということになるかもしれないが、「男性」への逆差別的な意味合いも入ってくる可能性もある。「性別」という表記にしておいた方が、「男性」「女性」にとらわれない「自身の考える性別」にも対応できるのでいいかなと考えるが、各委員のご意見を伺えればと思う。</p>
木村委員	<p>関口委員の文言で入れておいて、後で、逐条解説において、特に女性の置かれている立場が不利な状況にならないよう「女</p>

	性」を含めた複合的な差別があるという位置付けを示してもらえればいい。
児嶋委員長	逐条解説において、特に「女性」について困難な状況にあることを示すということで再提案をいただいたかがか。
全委員	(はい)
児嶋委員長	木村委員もよろしいか。
木村委員	はい
児嶋委員長	では、関口委員の提案を踏まえて、条文を修正していただきつつ、逐条解説において、障がいのある女性は特に複合的な原因で困難な状況に置かれやすいので、きちんと対応するべきだと解説を入れるようお願いする。
木村委員	今回の資料について行田市障がい者ネットワークにて検討した内容について示したい。 まず、第1条(目的)について、「国際連合が定めた障害者権利条約」についても入れていただきたい。
児嶋委員長	埼玉県条例には別の法律も入っている。権利条約だけではなく、障害者基本法も含め、県条例に沿った形で入れたらどうか。
木村委員	別の法律も入れたほうがいい。
事務局	埼玉県条例にあわせて、障害者権利条約と障害者基本法、

	<p>障害者差別解消法を記載したいと考える。</p>
<p>児嶋委員長</p>	<p>各委員の皆さんにご理解をいただいたということでよいか。</p>
<p>委員</p>	<p>(はい)</p>
<p>木村委員</p>	<p>6ページの第3条(基本理念)(2)について、「どこで誰と生活するか」の前に、「地域で自立した生活をするため」を入れたらどうか。また、「就業するか」の後に、「どのように活動するか」を入れたらどうか。</p>
<p>児嶋委員長</p>	<p>「障がいのある人が地域で自立した生活をするため、どこで誰と生活するか、どのように学び、就業するか、どのように活動するか等について、…」でよろしいか。「活動」は障がい福祉サービスの「生活介護」等を想定した文言かと思うがいかがか。</p>
<p>事務局</p>	<p>「地域で自立した生活をするため」の修正については、障害者基本法第1条に「障害者の自立及び社会参加」という文言があることから、それにあわせ「地域で自立及び社会参加するため」とすることでいかがか。</p> <p>また、「どのように活動するか」の修正については、「どのように」が重複するため、「どのように学び、就業し、活動するか」とすることでいかがか。</p>
<p>木村委員</p>	<p>事務局の提案どおりでよい。文面はあまりこだわらない。</p>
<p>児嶋委員長</p>	<p>委員の皆様よろしいか。</p>

委員	(はい)
木村委員	資料2の8ページ、第4条(市の責務)(3)について、「市は、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活をするうえで生じる様々な課題に、事業者、市民、その他の関係者と連携し、課題解決や本条例の普及を図るものとする。」としてはいかがか。
児嶋委員長	市の責務として、本条例の普及だけではなく、課題解決に向けた取り組みも入れるべきという趣旨のご意見だが、いかがか。
事務局	第4条第1項、第2項で、課題解決等についても含むものと考えていることから、このままとさせていただきたいが、いかがか。
児嶋委員長	課題解決に向けては、第4条第1項、第2項で規定している理解でよいか。修正しないとしても、逐条解説において示す必要がある。
木村委員	第4条第2項について、わかりやすい文面にしてほしい。 連携し、協力し、課題解決に向けた取組を実施する旨を記載してほしい。
児嶋委員長	「連携し、協力し、課題解決を図る」とすると、かえって限定された取組となってしまうといったことはあるか。
事務局	協力の後に課題解決を入れると、協力の範囲が限定されてしまう懸念はある。第4条第1項において、基本理念にのっとり

	<p>様々な施策を実施するとしているが、これは、第3条の各種理念を前提とした上で、様々な施策を行うということであるため、現状の素案でも対応できるのではないかと考えている。</p>
児嶋委員長	<p>第3条の基本理念にのっとっているということ。また、課題解決と入れると、逆に協力の範囲が限られてしまう可能性があるということ。それでは、条文に入れるよりも逐条解説で説明することで、協力の範囲が限定されないように感じるので、ここは逐条解説での説明をきちんとお願いしたい。委員の皆様よろしいか。</p>
委員	<p>(はい)</p>
木村委員	<p>次に、第2条(定義)の(3)・(4)については、事務局の説明でわかった。ただ、逐条解説ではきちんと定義を書いた方がいいと思う。</p>
児嶋委員長	<p>逐条解説できちんと記載することで理解をいただいた。</p>
木村委員	<p>第8条(不当な差別的取扱いの禁止)について、「商業」ではあまりにも幅広くてわからない。「交通事業者」も商業では。</p> <p>また、「住む、学ぶ、働く、サービスを利用する、交通機関を利用する、診察や治療を受ける、ものを買う、ものを売る…」とかみ砕いた表現にしたらどうか。知的障がいの方にもわかりやすくなるのではないか。</p> <p>あとは、アパートの契約とかも「商業」に含まれる。</p>
児嶋委員長	<p>「住む」(住居、居住する)というところは、プラスのご提</p>

	案だと思う。
木村委員	アパートを借りてグループホームを作るときに、近隣住民から反対される例などもある。不動産屋が反対する場合もある。
事務局	<p>条例の表記の性質上、かみ砕いた表現ではなく、現行のままでもお願いできればと考える。知的障がいのある方への対応については、広報や逐条解説で具体的に説明していけるよう準備していきたい。</p> <p>また、「住む」については「居住」と追記したい。</p>
関口委員	細かく入れ過ぎても、入っていない項目についてはどうなのかなと思われてしまうところがある。逆に、福祉課の窓口等で具体的に例示できるような体制を整えておけばいいのではないかな。
児嶋委員長	具体的に多く入れてしまってもというご意見である。「商業」というところは分かりづらい。事務局として、「商業」はどのようなものを考えているのか。また、「住む」というところは、地域で生活する上で大変なところでもあるので「居住（または住居）」と入れるべきかなと考える。
事務局	「商業」は、物を買ったり売ったり、消費の部分と考えている。物を買うときに、障がいを理由に売ってもらえなかったり、適切なサービスの提供を受けることができなかつたり等が考えられる。
児嶋委員長	行田市の他の条例で「商業」ということばを使用しているのか。商業という言葉はイメージが付きにくい。

事務局	総務法規担当へ確認したい。
木村委員	「居住」についても入れてほしい。
児嶋委員長	「居住」について、「居住」と「住居」のどちらが良いか担当部署に確認して入れていただきたい。
木村委員	第8条の修正と同様、第9条も修正してほしい。
事務局	第8条の修正にあわせ、第9条も修正させていただく。
児嶋委員長	他の部分で意見あるか。
木村委員	<p>第2条（定義）（9）について、「活動団体」を入れて「市内において商業及び活動団体その他の事業を行う者」としてはどうか。例えば、市外から行田市に来て、お見合いイベントを行う団体なども条例の対象としたい。</p> <p>また、（10）について、「市内に居住し、又は市内に通勤や通所し、若しくは通学する者、市内を訪れる者をいう。」と修正してほしい。</p>
児嶋委員長	「市内を訪れる者」は、市内を訪れる観光客ということか。市民の定義に「訪れる者（観光客）」は含まれないのはいか。
木村委員	市外から市内の事業所に通所してくる障がい者を市民としてみなしてほしいということ。

児嶋委員長	住民票はないが市内の事業所に通所する障がい者は市民とみなした方がいいのではないかとということか。であれば、「通勤し、通所し」に含まれるのではないか。
事務局	「通所」は入れさせていただく。
児嶋委員長	(9)の「及び活動団体」も不要でよいか。
木村委員	はい。
木村委員	次に、第15条(情報の収集、整理及び提供)の最後の部分「行うよう努めるものとする」を「行うものとする」とするべきではないか。努めるは努力義務となってしまう。
児嶋委員長	「努力義務」だから、そこは「義務」とするよう修正すべきという意見だがいかがか。
事務局	「行うものとする。」と修正させていただく。
児嶋委員長	他に各委員からご意見があれば出して頂きたい。
委員	(なし)
児嶋委員長	本日の検討委員会での確認をさせていただく。本日、これまで、各条項について各委員のご意見を踏まえ、検討し、合意をはかってきた。若干の修正はあるが、事前の最終確認ということで、合意を得られたということで良いか。
委員	(はい)

児嶋委員長	<p>それでは、事務局においては、積み残した「居住」、「商業」については確認し、その結果を各委員に提示いただきたい。委員の確認後、市民意見募集をお願いしたい。</p>
	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">議事（２）条例に係る今後のスケジュールについて（案）</p>
児嶋委員長	<p>次に、議事（２）条例に係る今後のスケジュールについて（案）にうつる。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（資料３に基づき説明）</p>
児嶋委員長	<p>委員からご質問やご意見があればお願いします。</p>
関口委員	<p>令和５年９月議会の後、１０月の公布・施行まで、期間が短いのではないかと。</p>
木村委員	<p>９月議会が終了してからは実質１週間もない。 令和５年９月議会の後、広報周知期間を経て１２月の障害者週間にあわせた施行としてはどうか。１２月９日は障害者の日でもある。</p>
児嶋委員長	<p>議会がずれ込んだ場合に難しいのではないかとという意見。木村委員のご意見だと、１２月９日の障害者の日に施行し、相談・あっせん部分は令和６年６月１日の施行でいかがか。</p>
事務局	<p>本条例は、当初、令和５年３月議会に上程し、半年間の周知期間を経て１０月に施行としていた。検討委員会の延期に伴い、全体的にスケジュールが後倒しになる中で、施行日だけは</p>

	<p>遅らせないように10月1日のままとしたものである。ただ、公布・施行日は10月1日が必須ではなく、ご意見も踏まえ、12月でも対応は可能と考える。委員会での審議をお願いします。</p>
児嶋委員長	<p>12月9日にはできないのか。1日からの方がいいか。</p>
事務局	<p>可能と思うが、総務法規担当と相談したい。</p>
児嶋委員長	<p>あっせん等については半年後でもいいが、公布・施行日については12月9日が可能であれば一定のアピールにもなる。事務局においては、公布施行日の確認をお願いします。</p>
木村委員	<p>逐条解説は別途協議予定とある。検討委員会にて内容を確認することになるのか。</p>
児嶋委員長	<p>逐条解説については、検討委員会で引き続き検討させていただくということをお願いしたい。条例（案）として上程できる形となった時点で逐条解説を作った方が、解説を整えやすいと思うので、第6回（令和5年5月頃）以降となると思うが事務局の見通しはどうか。</p>
事務局	<p>その見通しで考えている。</p>
児嶋委員長	<p>委員の任期は条例の施行の日までとなるので、逐条解説の協議もさせていただければと思う。</p>
児嶋委員長	<p>他に委員からのご質問やご意見はあるか。</p>
委員	<p>（なし）</p>

児嶋委員長	<p>では、事務局において、公布・施行日等の確認をお願いします。</p>
児嶋委員長	<p>(その他)</p> <p>次に、その他、事務局及び委員から何かあればお願いします。</p>
委員	<p>(なし)</p>
児嶋委員長	<p>本日の議事は以上となる。事務局は、本日積み残した確認事項について確認し、修正したものを各委員に配布し、市民意見募集の実施をお願いします。</p> <p>事務局に進行をお返しする。</p>
事務局	<p>次回の委員会は、市民意見募集（パブリックコメント）実施後の5月頃を予定している。開催日時の調整については改めてご連絡する。</p> <p>～午前11時55分 閉会～</p>